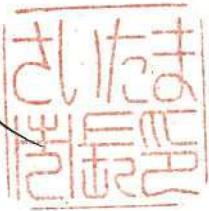


さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月26日

さいたま市長

清山多喜人



さいたま市条例第39号

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置）</p> <p><u>第8条 都市再生特別措置法（平成14年法律第2号）第19条の13第1項の規定により作成された都市再生駐車施設配置計画の区域（以下「計画区域」という。）内において、第3条本文、第4条第1項及び第5条本文（第6条の規定によりみなして適用を受ける場合も含む。）並びに前条の規定の適用を受ける者は、これらの規定にかかわらず、当該計画に記載された同法第19条の13第2項第2号に掲げる事項の内容に即して駐車施設を附置しなければならない。</u></p>	
<p>（建築物が地区若しくは地域又は計画区域の内外にわたる場合）</p> <p><u>第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるとみなして、第3条から第7条までの規定を適用する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該計画区域内にあるときに限り、当該計画区域内に当該建築物があるものとみなして前条の規定を適用する。</u></p>	<p>（建築物が地区又は地域の内外にわたる場合）</p> <p><u>第8条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。</u></p>
<p><u>第10条 [略]</u></p> <p>（届出）</p> <p><u>第11条 第3条から第8条までの規定により駐車施設を附置すべき者（以下「附置義務者」という。）</u></p>	<p><u>第9条 [略]</u></p> <p>（届出）</p> <p><u>第10条 第3条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者（以下「附置義務者」という。）</u></p>

) は、駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

第12条 [略]

(適用除外)

第13条 建築基準法(昭和25年法律第201号)
) 第85条に規定する仮設建築物を新築、増築又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第3条から第8条までの規定は、適用しない。

2 [略]

(駐車施設の管理)

第14条 第3条から第8条までの規定により附置された駐車施設(第12条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

第15条 [略]

(措置命令)

第16条 市長は、第3条から第8条まで、第1.0条又は第1.4条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 [略]

第17条 [略]

(罰則)

第18条 第16条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第12条第2項の規定に違反して、市長の承認を受けずに駐車施設を設け、又は市長の承認を受けた駐車施設の位置若しくは規模を市長の承認を受けずに変更(規模を拡大した場合は除く。)し

) は、駐車施設を設けようとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

第11条 [略]

(適用除外)

第12条 建築基準法(昭和25年法律第201号)
) 第85条に規定する仮設建築物を新築、増築又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第3条から第7条までの規定は、適用しない。

2 [略]

(駐車施設の管理)

第13条 第3条から第7条までの規定により附置された駐車施設(第11条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

第14条 [略]

(措置命令)

第15条 市長は、第3条から第7条まで、第9条又は第1.3条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 [略]

第16条 [略]

(罰則)

第17条 第15条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第11条第2項の規定に違反して、市長の承認を受けずに駐車施設を設け、又は市長の承認を受けた駐車施設の位置若しくは規模を市長の承認を受けずに変更(規模を拡大した場合は除く。)し

た者は、10万円以下の罰金に処する。

第19条 [略]

た者は、10万円以下の罰金に処する。

第18条 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第8条から第16条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に届出をした者について適用し、施行日前に届出をした者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされている者に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。